

第36回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月10日(金) 午後2時00分から午後3時30分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 18名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	高井 啓
副会長(会長職務代理者)	18	田畑 啓之助	委員	10	倉田 一良
委員	1	小倉 剛	委員	11	中川 講一
委員	2	瀧井 和雄	委員	12	伴 慎也
委員	3	川村 克己	委員	13	寺田 勝典
委員	4	西田 くみ子	委員	14	林 廣美
委員	5	山下 年数	委員	15	福永 甚藏
委員	6	葛原 準子	委員	16	林田 清光
委員	8	森地 隆照	委員	17	服部 嘉子

5. 欠席委員 1名

役職名	議席番号	氏名
委員	7	吉田 新太郎

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席1番 小倉 剛 委員
議席2番 瀧井 和雄 委員

8. 総会日程

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第182号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第183号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第184号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第185号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

6) 報告及び協議事項

- 会長報告事項
- 副会長報告事項
- 農業委員会制度検討委員会報告事項
- 湖国女性農業・推進委員協議会報告事項
- 事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（3名）

事務局長	伊藤 勲
局長補佐	松井 章
農政係長	谷川 智彦

10. 会議の概要

- 事務局長 第36回甲賀市農業委員会総会を開会
- 全 員 【市民憲章唱和】
- 事務局長 開会にあたり、北田会長がご挨拶を申しあげます。
- 会 長 ・任期最後となる第36回総会
・新型コロナ禍による新しい生活様式と農作物影響の懸念
・「農地利用最適化推進施策に関する意見書」の市長提出
- 事務局長 ありがとうございます。
これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。
- 議 長 総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席7番 吉田新太郎委員の1名で、遅参、早退の届出はございません。よって本総会の出席委員は18名で、法定定足数である過半数に達しておりますので開会を宣言いたします。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席1番 小倉剛委員と、議席2番 瀧井和雄委員を指名いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 議 長 それでは最初に、議案第182号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
まず、3条調書、整理番号4番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第182号、整理番号4番につきまして、ご説明申しあげます。議案書は2ページ、参考図は1ページ、2ページとなります。申請地は、農業振興地域内の農用地であります。
申請理由及び概要について説明します。譲渡人は、市外に住まれ農地の管理が行えないことから、譲受人と農地の所有権移転について合意し申請されました。譲受人は申請地にて梅の栽培を行われる予定であります。
申請内容を審査しました結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。
- 議 長 ありがとうございます。
整理番号4番につきましては、議席18番 田畑委員、説明をお願いします。
- 担当農委 18番、田畑です。ただ今上程されております3条調書整理番号4番について、事務局から詳しい説明のとおりですが、私からも説明させていただきます。

当圃場は、耕作放棄され30年近くになります。従って、赤色に等しい所でもあります。譲渡人も元の畑の状態を全く覚えておられません。平成30年に相続され、現在湖南省市に在住されています。この土地の管理は全くできず、管理をしていただける方を探しておられたところ、譲受人の土地が近くにあるとのことで売買が成立いたしました。譲受人は大型機械にて伐根整地され、梅の木を植える状況になっています。地元改良組合長の同意も得ておられます。こうした空いた圃場が少しでも解消されるのであれば、いいことであり、私も推進委員も許可相当と判断いたしました。どうかよろしくご審議いただき、ご承認を賜りますようお願いいたします。以上でございます。

議長 続いて、区域番号17番 綾戸推進委員が欠席ですので、事務局より意見書の朗読をお願いします。

事務局 意見書の朗読をいたします。

3条調書、整理番号4番について、当案件地は、非農地扱いとしてもいいくらいの30年以前より耕作されていない場所です。譲受人により整地することにより、果樹を植えるとのこと。近隣に迷惑をかけることもなく、許可相当と考えられます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号4番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号4番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号5番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号5番につきまして、ご説明申しあげます。参考図は3ページ、4ページとなります。申請地は、農業振興地域内の農用地であります

転用理由及び概要について説明します。譲渡人は20年以上前に集落から転居されており、申請地近くを耕作されている譲受人と農地の所有権移転について合意し申請されました。なお、譲受人の経営農地面積は、44アールですが、信楽町宮尻地区において下限面積を30アールに引き下げる告示を行い、令和2年6月1日か

ら施行したことから、下限面積の許可要件は満たしています。譲受人は申請地にて野菜及び茶を栽培される予定であります。

申請内容を審査しました結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 整理番号5番につきましては、議席19番 私から説明いたします。

担当農委 この案件につきましては、4月に現地を確認しております。事務局から説明のあったとおり、下限面積の関係で申請が今回になりました。農作物を作ることですので、何ら問題なく、許可相当と認めます。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 続いて、区域番号45番 関谷推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 45番、関谷です。事務局及び北田委員の説明のとおりであります。補足説明はございません。以上です。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員より説明しました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

川村委員 3番、川村です。下限面積の決定はもうされたのでしょうか。

議 長 下限面積は決定されています。

伴 委 員 12番、伴です。空き家付随農地は、まだ検討事項が残っていますが、朝宮学区の下限面積はもう施行されています。

議 長 よろしいか。

川村委員 はい。

議 長 他にご質問等ございませんか。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号5番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号5番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議案第182号については、以上であります。

議長 続きます。議案第183号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

最初に、4条調書、整理番号4番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案183号、整理番号4番につきまして、ご説明申し上げます。議案書は4ページ、参考図は5ページ、6ページ、土地利用計画は7ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の農用地区域内農用地であります。申請地は令和2年1月8日公告により甲賀農業振興地域整備計画農用地利用計画により農業用施設用地に変更されています。

転用理由及び概要について説明します。申請者は、農地所有適格法人の代表で自社の農業用機械を格納のため適地と判断し申請されました。計画によりますと、土地造成後農業用倉庫を建築されます。また、雨水は敷地内の側溝への放流により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は借入金で、申請書には融資を証明する書類が添付されています。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 整理番号4番につきましては、議席16番 林田委員、説明をお願いします。

担当農委 16番、林田です。事務局から説明のありましたとおりで、池本推進委員と現地確認をいたしました。許可相当と認めましたので、ご審議よろしくようお願い申し上げます。

議長 続いて、区域番号2番 池本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 2番、池本です。林田委員からの説明いただきましたが、補足させていただきます。この申請者は法人経営の代表者で、年々経営受託面積が拡大して現在では約180ヘクタールを受託しておられます。規模が拡大いたしますと、農機具も大きくなってきますし、増えてくることから、農機具の専用格納施設を建設したいとの要請があり、林田委員と対応をさせていただきました。許可要件に相当すると思えます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

伴委員 12番、伴です。事務局から説明のあった資金の所要額について、自己資金、借入金、どちらでしょうか。

事務局 法人からの融資となりますので、借入金となります。

議 長 よろしいか。

伴 委 員 はい。

議 長 他にご質問等ございませんか。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号4番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号4番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号5番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号5番につきまして、ご説明申しあげます。参考図は8ページ、9ページ、土地利用計画は10ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明します。申請者は、子供夫婦が住む離れを建築のため適地と判断し申請されました。計画によりますと、土地造成後農家住宅の離れを建築されます。雨水は敷地北側側溝への放流により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は借入金で、申請書には融資を証明する書類が添付されています。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。なお、子供と連名による転用のため、5条申請書も同時に提出されています。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号5番につきましては、議席10番 倉田委員、説明をお願いします。

担当農委 10番、倉田です。事務局から説明のあった議案について意見を申し述べます。
現地を確認しましたところ、申請地は居住区域の中にあり、農地のつながりはなく、所有者の屋敷畑として家庭菜園に利用され、一角に農作業小屋が建てられています。面積、形状を見ても、今後農業経営に供する農地としては不相当と判断しました。転用の目的は、申請地に隣接する所有者の居宅に住まいする家族が大きくなるなど、現在の住居が手狭になり、同居を続けるうえで増築が必要となり、老朽化した農作業小屋を建て替えるためであります。建物敷地以外の土地は自家用車の駐

車場や通路に利用するものであります。なお、周囲への影響はないと判断しました。以上から本申請の許可は妥当であると思っておりますので、よろしく審議決定くださるようお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号7番 福本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 7番、福本です。ただ今の4条申請、整理番号5番と、後に出てきます5条申請、整理番号14番との関連案件であります。事務局ならびに倉田委員の説明のとおりです。従来の農業用倉庫と野菜畑の上に建設するという事です。農地は減少しますが、地域に世帯が増えることは大変喜ばしいことだと思っております。周辺に及ぼす支障もないと判断いたしました。よろしくご審議をお願いします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号5番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号5番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号6番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号6番につきまして、ご説明申しあげます。参考図は11ページ、12ページ、土地利用計画は13ページとなります。申請地は、非線引都市計画区域内の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明します。申請者は、再生可能エネルギー事業による太陽光発電施設設置のため適地と判断し申請されました。計画によりますと、土地の造成はなく太陽光パネル200枚を設置、49.5キロワット発電されます。雨水は敷地内自然浸透により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金で、申請書には資金を証明する書類が添付されています。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

- 議 長 整理番号6番につきましては、議席7番 吉田委員が欠席ですので事務局より担当委員の意見書の朗読をお願いします。
- 事務局 意見書の朗読をいたします。
4条調書、整理番号6番について、申請者の敷地は大日川の隣地で、排水その他について特に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上でございます。
- 議 長 続いて、区域番号19番 松下推進委員、補足説明をお願いします。
- 担当推委 19番、松下です。6月9日に申請地を現地確認いたしました。40年近く耕作されておらず荒廃地になっております。申請地は南向きであり、太陽光発電施設は適していると思います。排水は自然排水で、改良組合の承諾も得ておられます。周辺農地へは影響はないかと思しますので、ご審議よろしくお願いたします。
- 議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いたします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号6番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号6番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号7番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号7番につきまして、ご説明申しあげます。参考図は14ページ、15ページ、土地利用計画は16ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地であります。
転用理由及び概要について説明します。申請者は住宅増築のため適地と判断し申請されました。計画によりますと、土地の造成はなく、一般住宅を増築されます。雨水は敷地内自然浸透により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。
以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

- 議 長 整理番号7番につきましては、議席4番 西田委員、説明をお願いします。
- 担当農委 4番、西田です。事務局から説明いただいたとおりです。昭和40年代に宅地として住宅を建てられた場所で、その後昭和50年代に座敷を増築されたのですが、その地目がまだ畑のままだったということで、申請者はこの土地を離れて遠方におられるのですが、今般、申請をされたということです。ご審議のほどよろしく願います。
- 議 長 続いて、区域番号26番 村山推進委員が欠席ですので、事務局より意見書の朗読をお願いします。
- 事 務 局 意見書の朗読をいたします。
4条調書、整理番号7番について、近隣に及ぼす影響はないと思われま。ご審議のほどよろしく願います。以上でございます。
- 議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号7番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号7番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号8番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号8番につきまして、ご説明申しあげます。参考図は17ページ、18ページ、土地利用計画は19ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地であります。
転用理由及び概要について説明します。申請者は、農家住宅の増築および駐車場を設置のため適地と判断し申請されました。計画によりますと、土地の造成はなく、農家住宅建築、駐車場を整備されます。雨水は敷地内側溝への放流により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。
以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 整理番号 8 番につきましては、議席 4 番 西田委員、説明をお願いします。

担当農委 4 番、西田です。事務局から説明いただいたとおりです。6 月 6 日に坂上推進委員とともに業者と立ち会いのもと現地確認をしました。この家は申請者の親の代に建てられており、その後自家用車が増えて駐車場を造られたのですが、地目がまだ畑であることが判明し、申請となったものです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 続いて、区域番号 2 8 番 坂上推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 2 8 番、坂上です。私からは特に補足説明はございません。以上です。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号 8 番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 8 番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第 1 8 3 号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第 1 8 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
最初に、5 条調書、整理番号 1 3 番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案 1 8 4 号、整理番号 1 3 番につきまして、ご説明申しあげます。議案書は 7 ページ、参考図は 2 0 ページ、2 1 ページ、土地利用計画は 2 2 ページとなります。
申請地は、市街化調整区域内の第 3 種農地であります。

転用理由及び概要について説明します。譲受人は家族が増え住宅が必要となったことから、実家の隣接地を適地と判断し申請されました。計画によりますと、譲渡人と使用貸借権を設定し、土地造成後一般住宅を建築されます。雨水は敷地南側側溝への放流により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は借入金で、申請書には融資を証明する書類が添付されています。

以上、農地法第 5 条第 2 項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満

たしていると判断いたしました。なお、都市計画法第29条に基づく開発申請を行われているため、許可日は開発許可と同日付けとなります。以上でございます。

議 長 整理番号13番につきましては、議席16番 林田委員、説明をお願いします。

担当農委 16番、林田です。昨年、私に相談に来られ、当初、場所は道を挟んで左側の土地にしたいとの要望であったのですが、関係機関の指導を受けられ、本宅の前に建てるということで、再度確認に行きました。許可相当と認めましたので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 続いて、区域番号2番 池本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 2番、池本です。申請者、譲渡人の家族が増えたということでございます。なお、やはり両親の老後を心配して、こちらに住居を建てたいということで相談をされました。周辺の農地等についても別段支障がないと判断をしました。よろしくご審議をお願いします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号13番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号13番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号14番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号14番につきまして、ご説明申しあげます。参考図は23ページ、24ページ、土地利用計画は25ページとなります。

議案第183号、整理番号5番で説明しました農地と同じになります。申請地は譲渡人の名義ですが、建物の名義に譲受人を加えるため、使用貸借権を設定されます。なお、計画の内容は、先の説明と同様になります。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号14番につきましては、議席10番 倉田委員、説明をお願いします。

担当農委 10番、倉田です。先ほど議案第183号の4条調書、整理番号5番で説明をさせていただいた内容と同じで、使用貸借が加わるものであります。よろしく審議決定くださるようお願いいたします。

議長 続いて、区域番号7番 福本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 7番、福本です。先ほど4条調書、整理番号5番の際に申しあげたとおり、事務局ならびに倉田農業委員からの説明のとおりです。特に補足はございません。以上でございます。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号14番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号14番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号15番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号15番につきまして、ご説明申し上げます。参考図は26ページ、27ページ、土地利用計画は28ページとなります。申請地は、非線引都市計画区域内の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明します。譲受人は、再生可能エネルギー事業を営んでおり太陽光発電施設設置のため、申請地を適地と判断し申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地に地上権を設定し、太陽光パネル296枚設置、49.5キロワット発電されます。雨水は敷地内自然浸透により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。事業に要する資金は自己資金で、申請書には資金を証明する書類が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
整理番号15番につきましては、議席18番 田畑委員、説明をお願いします。

- 担当農委 18番、田畑です。5条調書、整理番号15番につきまして事務局より詳しく説明されたとおりにありますが、私からも説明させていただきます。
- この土地はもともと地下水を利用されておりましたが、旧東海道の北側で圃場整備をされた際、水域が変化し水が出なくなり、以後畑として利用されてきました。しかしながら、譲渡人は高齢で体力も衰え、これだけの面積を耕作することは無理であり、約7、8年前から保全管理をしておられます。また後継者である家族も県外にお住まいであります。従いまして、太陽光発電業者と話をされ、地上権を設定されることになりました。諸般の事情を鑑み、地元改良組合長の同意も得ておられます。最適化推進委員も私も許可相当と判断をいたしました。どうかよろしくご審議賜り、お認めをいただきますようよろしくお願いをいたします。
- 議長 続いて、区域番号16番 吉村推進委員が欠席ですので事務局より意見書の朗読をお願いします。
- 事務局 意見書の朗読をいたします。
- 5条調書、整理番号15番について、申請地は湧水にて水田耕作をされていたが、圃場整備により湧水が止まり耕作が困難となりました。永年にわたり草刈り管理されていましたが、今回の転用にて土地の利用が図られると考えます。以上でございます。
- 議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。
- 委員 **【異議なしの声】**
- 議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号15番について採決いたします。
- 賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 **【挙手全員】**
- 議長 挙手全員でございます。
- よって、整理番号15番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議長 続きまして、整理番号16番・17番・18番については関連がございますので一括審議といたします。
- なお、採決につきましては個々に行います。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号16番・17番・18番につきまして、譲受人・譲渡人・転用目的が同一であり、一括してご説明申しあげます。16番は参考図29ページ、30ページ、土地利用計画31ページとなります。17番は参考図32ページ、33ページ、土地利用計画34ページとなります。18番は参考図35ページ、36ページ、土地

利用計画は37ページとなります。申請地は、非線引都市計画区域内の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明します。譲受人は整理番号15番と同じ法人で、太陽光発電施設設置のため、申請地を適地と判断し申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地に地上権を設定し、16番は太陽光パネル120枚設置、35.4キロワット発電、17番は太陽光パネル272枚設置、49.5キロワット発電、18番は太陽光パネル296枚設置し、49.5キロワット発電されます。雨水は敷地内自然浸透により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金で、申請書には資金を証明する書類が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 整理番号16番・17番・18番につきましては、議席18番 田畑委員、説明をお願いします。

担当農委 18番、田畑です。5条調書、整理番号16番・17番・18番につきまして事務局から詳しく説明がありましたが、私からも説明させていただきます。

譲渡人は高齢であり、家族はおられますが体調が悪く、農地を管理することは到底無理であります。そうしたことで、3か所の茶畑が不耕作地になって15年は経過しており、私たちの背丈以上に伸びております。このままの状態を続けると周囲にも迷惑がかかることから、太陽光発電の業者と話され、地上権を設定することで話がまとまりました。圃場が関係する改良組合の同意も得ておられます。私も最適化推進委員も、諸般の事情を鑑み、許可相当と判断をいたしました。どうかよろしくご審議賜り、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号17番 綾戸推進委員が欠席ですので、事務局より意見書の朗読をお願いします。

事務局 意見書の朗読をいたします。

5条調書、整理番号16番について、当案件地は茶畑であるが、譲受人は高齢のため、今では背丈の高さまで延び放題の状況で近隣に迷惑をかけていました。今回、太陽光発電を思いつき心配事がなくなったようです。近隣に農地はなく、許可相当と考えられます。

本来は、この案件は区域番号16番の吉村和雄推進委員の担当ですが、都合により今回は綾戸が現地確認及び処置をいたしました。

5条調書、整理番号17番について、当案件地も数年前より放置された状態の茶畑で、今後の管理に苦慮していて、今回太陽光発電施設設置に着手する事になったようです。森林組合により整地し、工事に移るようです。近隣も遊休農地で何ら迷惑をかける事なく許可相当と考えられます。

5条調書、整理番号18番について、当案件地も整理番号17番と同様、近隣に農地もなく許可相当と考えられます。

整理番号16番・17番・18番共、今の荒れた状態で放置されるより整地され太陽光発電施設になることは逆に喜ばしいことだと思います。以上でございます。

議 長 　ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 　【異議なしの声】

議 長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、まず、整理番号16番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 　【挙手全員】

議 長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号16番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 　続きまして、整理番号17番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 　【挙手全員】

議 長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号17番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 　続きまして、整理番号18番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 　【挙手全員】

議 長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号18番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 　続きまして、整理番号19番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 　整理番号19番につきまして、ご説明申しあげます。参考図は38ページ、39ページ、土地利用計画は40ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地であります。
転用理由及び概要について説明します。譲受人は、経営する料理店の眺望を良くするため適地と判断し申請されました。計画によりますと、譲渡人から所有権を移

転し、サツキ34本、アジサイ20本定植し庭園として利用されます。雨水は敷地東側側溝への放流により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。事業に要する資金は自己資金で、申請書には資金を証明する書類が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 整理番号19番につきましては、議席5番 山下委員、説明をお願いします。

担当農委 5番、山下です。参考図の39ページにもありますように、当該農地は周りを山に囲まれておりまして、日当たりも悪くかなり薄暗い所で、しかも水利があまり良くない所でもあり、農地としては不適だと判断いたしました。隣接地が譲受人の居住しております住宅にもなっており、説明があったように、農地として利用するよりも庭の一部として利用される方が適当ではないかと、推進委員と共に妥当であると判断させていただきました。よろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号22番 辻推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 22番、辻です。山下農業委員が申されたとおりです。山林に接しており耕作には不適ですし、隣接の農地とは離れているため農地利用の最適化の推進には支障がないと思われまます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号19番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号19番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号20番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号20番につきまして、ご説明申しあげます。参考図は41ページ、42ページ、土地利用計画は43ページとなります。申請地は、都市計画区域外の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明します。申請者の母屋に倉庫がなかったことから、倉庫を建築されるため適地と判断し申請されました。計画によりますと、譲渡人より所有権を移転し、倉庫を建築されます。雨水は敷地東側と西側側溝への放流により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 整理番号20番につきましては、議席9番 高井委員、説明をお願いします。

担当農委 9番、高井です。事務局から説明のありましたとおり、登記地目が畑となっており、6月に譲受人がお越しになり、この物件は昭和48年に売買が成立しているということです。当時、農地法の手続きが行えておらず、今日に至ったということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号40番 木下推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 40番、木下です。事務局また高井委員から説明のあったとおりでございます。特に問題ないと思われま。よろしくご審議お願いします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号20番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号20番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議案第184号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第185号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議 長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第185号につきまして、ご説明申しあげます。議案書は11ページからとなります。

今月の決定は21件で、貸し手、借り手、及び利用権を設定する農用地の所在、

面積、期間等は、利用権設定等の明細のとおりでございます。議案書の13ページの利用権等設定集積書総括をご覧ください。設定する利用権の種類について、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数21名、借り手は実人数4名、面積は5.88ヘクタールとなります。また、借り手の経営状況は、20ページの一覧のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 　ただ今、事務局よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 　【異議なしの声】

議長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第185号について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。

よって、議案第185号につきましては、原案のとおり可決し、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をします。

議案第185号については、以上であります。

議長 　続きまして、報告案件に入ります。

報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事務局 　報告をいたします。調書は21ページからとなります。

農地法第4条の届出は5件で、参考図は44ページから48ページとなります。転用目的の内訳は、資材置場が1件、共同住宅が1件、一般住宅が1件、庭が2件であります。

続きまして農地法第5条の届出は9件で、参考図は49ページから57ページとなります。転用目的の内訳は、資材置場が1件、倉庫が1件、工場が4件、一般住宅が1件、駐車場が1件、分譲宅地が1件であります。

続きまして、農地法施行規則第29条の届出は1件、参考図の58ページとなります。転用目的は、農業用倉庫が1件であります。以上でございます。

議長 　報告案件は以上であります。ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議長 　特にご質問等もございませんので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。

それでは、退任される推進委員におかれましては、最後の総会となりますので、ご意見等あればお伺いいたします。

議長 特にご質問等もございませんので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。
推進委員におかれましては、本日はどうもありがとうございました。
総会終了後16時から福祉センターで退任式を執り行いますのでご出席をお願いします。
ここで一旦、休憩とします。再開は15時15分といたします。

【休憩】

議長 それでは、会議を再開します。
最初に、**報告事項1の「会長報告事項」**について、私よりご報告いたします。

会長 ・滋賀県都市農業委員会連絡協議会第1回会長会（書面表決）について
・「農地利用最適化推進施策に関する意見書」の市長提出について

議長 続きまして、**報告事項2の「副会長報告事項」**について、お願いします。

副会長 ・委員パトロールの結果について
・地域パトロールの結果について

議長 続きまして、**報告事項3の「農業委員会制度検討委員会報告事項」**について、田畑委員長よりお願いします。

田畑委員長 ・農業委員会制度検討委員会の結果について

議長 続きまして、**報告事項4の「湖国女性農業・推進委員協議会報告事項」**について、葛原委員よりお願いします。

葛原委員 ・湖国女性農業・推進委員協議会総会について

議長 続きまして、**報告事項5の「事務局報告事項」**について、お願いします。

事務局 ・前回総会から次回総会までの「経過と予定」について
・利用権設定満了報告について
・諮問案件（甲賀町油日）の結果について
・退任式について
・任命書交付式・臨時総会について
・委嘱状交付式について
・農地利用最適化推進委員会（全体研修会）について
・地域ブロック会議について
・第1回総会について

議 長 ありがとうございます。報告事項は以上です。
 ここで皆様方より総会全体を通して、何かご意見・ご質問等がございましたら、
 お伺いいたします。

議 長 特にご質問等もございませんので、以上で本総会の議事は全て終了いたしました。
 ご審議いただきありがとうございます。

甲賀市農業委員会総会会議規則第21条第2項の規定により署名する

議 長

議事録署名人

議事録署名人
